

社会福祉法人松柏会
役員及び評議員の報酬などに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人松柏会（以下当法人という）の定款第9条及び23条の規定に基づき、理事・監事（以下役員という）及び評議員の報酬などに関し必要な事項を定めるためのものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員及び評議員に対してその地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(報酬の種類及び額)

第3条 当法人の役員及び評議員に対し、6月と12月に、ひとりにつき、10,000円程度の物品を支給するものとする。ただし、定例・臨時役員会に1回以上出席した役員及び評議員に限る。

(費用)

第4条 当法人の役員及び評議員の職務執行に伴い発生する費用については報酬等とは明確に区分するものとする。金額に関しては、社会通念上の範囲とする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は評議員会の承認を受けて行うものとする。